

名古屋市乳児等通園支援事業開設準備経費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 名古屋市乳児等通園支援事業開設準備経費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第 2 条 この要綱は、児童福祉法第（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業の開設準備に係る経費の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、本市が実施する乳児等通園支援事業の公募に応募しなければならない。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象は、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(対象経費)

第 5 条 市長は、申請者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

(1) 開設にあたり整備する備品及び消耗品費

(2) 事業を実施する場所の安全対策のための改修等に要する費用

3 第 2 項の補助金は、別表 1 に掲げる補助基準額と申請者の開設準備に要する見込み額を比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た金額と、実支出額に補助率を乗じて得た額のうち、低い方の額とする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、乳児等通園支援事業開設準備経費補助金交付申請書（第 1 号

様式)により、事業開始前に補助金の交付申請を行うものとする。

- 2 申請者は、交付申請に変更がある場合には、乳児等通園支援事業開設準備経費補助金変更交付申請書(第2号様式)により行うものとする。
- 3 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する事項、同項第4号のうち補助金の算出基礎及び同条第2項第1号から第4号までに規定する事項については省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、乳児等通園支援事業開設準備経費補助金交付決定通知書(第3号様式)により速やかに決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、前条第1項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことができない。

(実績報告)

第9条 申請者は、乳児等通園支援事業の開始後5日以内に乳児等通園支援事業開設準備経費補助金実績報告書(第4号様式)により関係書類を添えて市長あて報告を行うものとする。

(交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(取消及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかとなったとき。

(2) 交付の決定の条件に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表1

区 分	内 訳	補助基準額 (補助率)
開設準備経費	1 開設にあたり整備する備品及び消耗品費 2 事業を実施する場所の安全対策等のための改修等に要する費用	500,000 円 (3／4)